

文化・スポーツ振興対策特別委員会
報 告 書

平成19年12月

文化・スポーツ振興対策特別委員会

目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	文化の振興について	4
1	文化振興の重要性	4
2	栃木県の文化の現状と課題	4
3	条例制定の必要性	6
4	条例に係る基本的な考え方と構成	7
	(1)条例の基本的な考え方	7
	(2)条例の基本的な構成	7
5	条例に盛り込む事項	7
	(1)栃木県独自の文化の尊重	8
	(2)地域の伝統的文化や文化財の継承と活用	8
	(3)文化による地域づくりと地域産業の振興	8
	(4)学校教育の役割	9
	(5)文化施設の充実	9
	(6)民間企業の役割	9
	(7)条例を受けての具体的施策の策定	10
	(8)文化振興施策への県民意見の反映	10
	(9)人材の充実・活用	10
	(10)財政的措置	11

Ⅳ	スポーツの振興について	12
1	スポーツ振興の重要性	12
2	本県スポーツ振興の現状と課題	12
	(1)県有スポーツ施設について	12
	(2)本県の競技力について	15
3	これからのスポーツ振興策	19
	(1)県有スポーツ施設のあり方について	19
	(2)本県の競技力の向上について	20
Ⅴ	終わりに	23
Ⅵ	委員会委員名簿	24
Ⅶ	調査関係部課	24

I はじめに

人々の生活様式や価値観が多様化する中において、物の豊かさばかりでなく、暮らしの中にゆとりや潤いといった心の豊かさが求められてきており、文化に関心を持つ県民が増えてきている。

文化は、人々に楽しさや安らぎをもたらす人生を豊かにするとともに、人と人とを結びつけ、潤いのある地域社会を形成する基盤となっており、さらに、文化は経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉ともなっている。文化が持つこうした力は、ますます重視されてきており、国では、平成13年に「文化芸術振興基本法」を制定し、また、本県においても、今年度、県民文化の一層の振興を目指し、文化芸術振興のための基本条例の制定に取り組んでいるところである。

一方スポーツは、心と体の健全な発育・発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた「生きがい」のある社会の形成に大きく寄与するものである。

しかし、本県における成人のスポーツ実施率（週1回以上）は、近年停滞傾向にあるため、生涯スポーツ社会の実現に向け、様々な条件整備に取り組んでいくことが求められている。

また、競技スポーツをはじめとする多様なスポーツ活動に対応できる各種スポーツ施設の整備は、必ずしも十分とは言えない状況にある。加えて、県における現在の公共スポーツ施設の中には老朽化等が進んでいるものが見受けられ、新たなスポーツ拠点施設の整備が待たれているところである。

このため、本委員会においては、心豊かな暮らしや活力とうるおいに満ちた地域社会を実現していくため、「文化芸術振興のための基本条例」、「県有スポーツ施設のあり方と本県の競技力の向上」の2つを重点テーマに設定し、関係者との意見交換や現地調査など、積極的な調査研究を行ってきたところである。

この報告書は、こうした本委員会の調査・研究活動の結果を取りまとめたものである。

II 委員会の活動状況

1 平成19年5月17日（木）

〔第1回委員会 臨時会中〕

- (1) 第289回臨時会において、本委員会が設置され、委員が選任された。
- (2) 正副委員長の互選の結果、委員長に三森文徳議員が、副委員長に五月女裕久彦議員が選任された。
- (3) 閉会中の継続調査事件として、下記を議長に申し出、議決された。
「県民の文化・スポーツの振興に関する調査研究について」

2 平成19年5月30日（水）

〔第2回委員会 閉会中〕

- (1) 委員席を決定した。
- (2) 重点テーマを次のとおり決定した。
「文化の振興対策について」
「スポーツの振興対策について」
- (3) 年間活動計画を決定した。
- (4) 関連施策等について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

3 平成19年6月21日（木）

〔第3回委員会 定例会中〕

「県有スポーツ施設の現状と課題」と「本県の競技力の現状と課題」について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

4 平成19年6月22日（金）

〔第4回委員会 定例会中〕

「県グリーンスタジアム」、「県立博物館」及び「県体育館」を訪問し、関係者から説明を受け、意見交換を行った。

5 平成19年8月29日（水）

〔第5回委員会 閉会中〕

「文化芸術振興のための基本条例」について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

6 平成19年9月3日（月）

〔第6回委員会 閉会中〕

「本県のスポーツ施設の状況及び競技力の向上」について、（財）

栃木県体育協会及び執行部から説明を受け、質疑を行った。

7 平成19年9月10日（月）～12日（水）

〔第7回委員会 閉会中〕

- (1) 富山県の「富山県総合体育センター」及び「富山県立近代美術館」を訪問し、施設の状況や運営等について説明を受け、意見交換を行った。
- (2) 石川県の「金澤21世紀美術館」を訪問し、施設の状況や運営等について説明を受け、意見交換を行った。
- (3) 群馬県の「群馬県総合スポーツセンター」を訪問し、施設の状況や運営等について説明を受け、意見交換を行った。

8 平成19年9月28日（金）～29日（土）

正副委員長が「第62回国民体育大会本大会」の開会式及び栃木県選手団激励会参加のため、秋田県を訪問。

9 平成19年10月2日（火）

〔第8回委員会 定例会中〕

「文化芸術振興のための基本条例」について、執行部から説明を受け、質疑を行った。

10 平成19年11月29日（木）

〔第9回委員会 閉会中〕

- (1) 「文化芸術振興のための基本条例」について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
- (2) 報告書（骨子案）について、討論を行った。

11 平成19年12月17日（月）

〔第10回委員会 定例会中〕

報告書（案）について、検討を行った。

Ⅲ 文化の振興について

1 文化振興の重要性

文化は、私たちに楽しさや感動、あるいは精神的な安らぎをもたらし、人生を豊かにするとともに、他者に共感する心を通じて、人と人とを結びつけ、潤いのある地域社会の形成につながるものである。また、文化は、経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉となっており、地域産業の創出や活性化にもつながるものである。

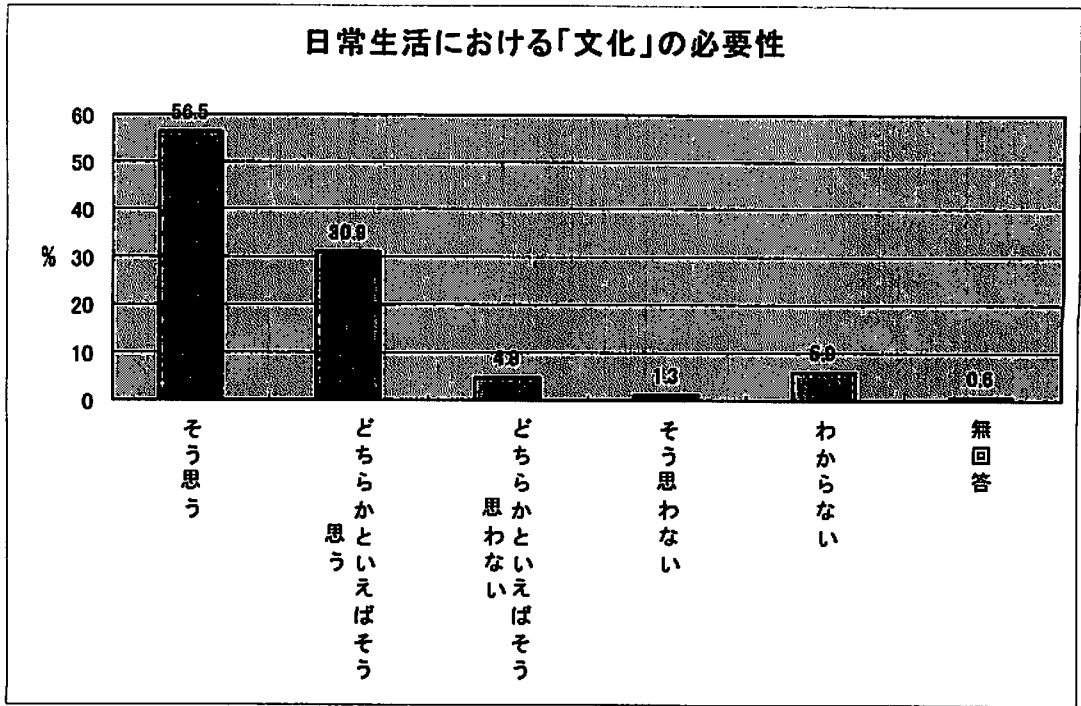
こうした文化の持つ多方面の力が重視されてきており、一方、地方分権の進展等に伴い、誰もが生きがいをもって幸せに暮らすことができる、活力と個性ある地域社会づくりがますます求められてきていることから、本県文化の一層の振興を図っていくことが重要である。

2 栃木県の文化の現状と課題

県では、現在の県総合計画「とちぎ元気プラン」において、生きがいとうるおいに満ちた人生を実現するための施策の一つとして「県民文化の振興」を掲げ、多彩な文化活動の促進や県民共有の財産である文化財の保存・活用等に取り組んでいる。具体的な取組としては、県立博物館及び県立美術館において収蔵品を中心に常設展や企画展を開催しているとともに、講演会や館外展等の普及事業を実施している。また、音楽、舞台等の文化活動の中核施設である県総合文化センターにおいては、新進音楽家コンクール「コンセール・マロニエ21」等の本県独自の文化事業を実施しているとともに、小中学校に生の音楽演奏を届ける学校訪問演奏会等、各種文化事業を実施している。

音楽や美術、文学、あるいは地域の祭りや芸能などの文化は、私たちの生活を豊かにするものであり、こうした県の文化事業については、一層の充実を期待するものであるが、県が平成18年に実施した「県民の文化に関する意識調査」の結果においても、多くの県民は、日常生活において「文化」が必要と感じている。

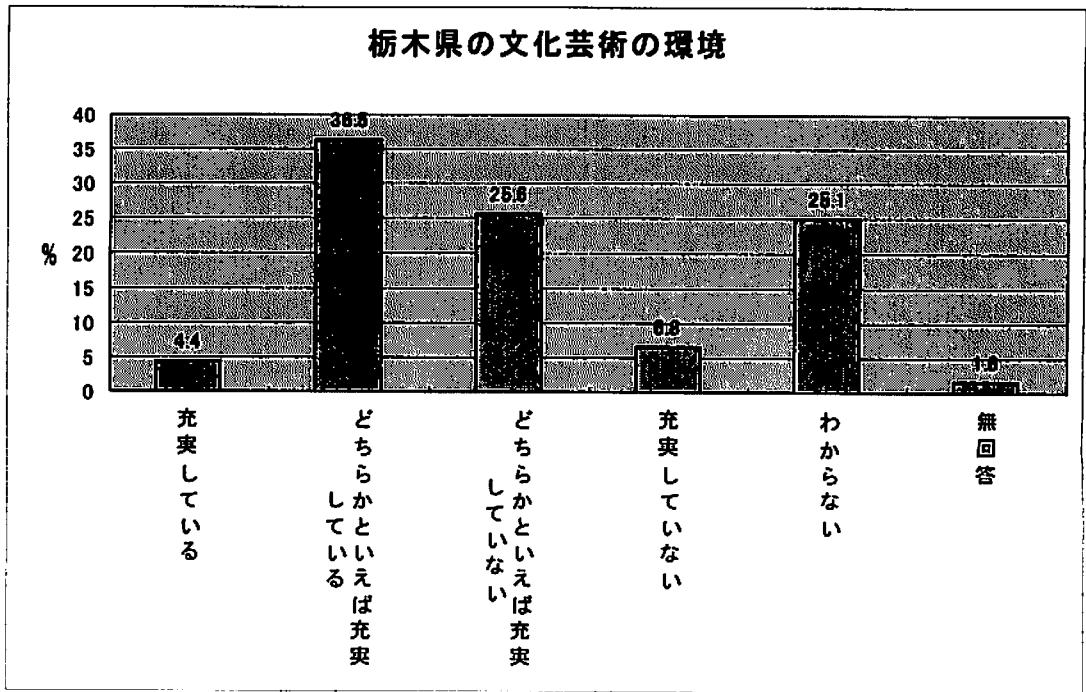
日常生活における「文化」の必要性



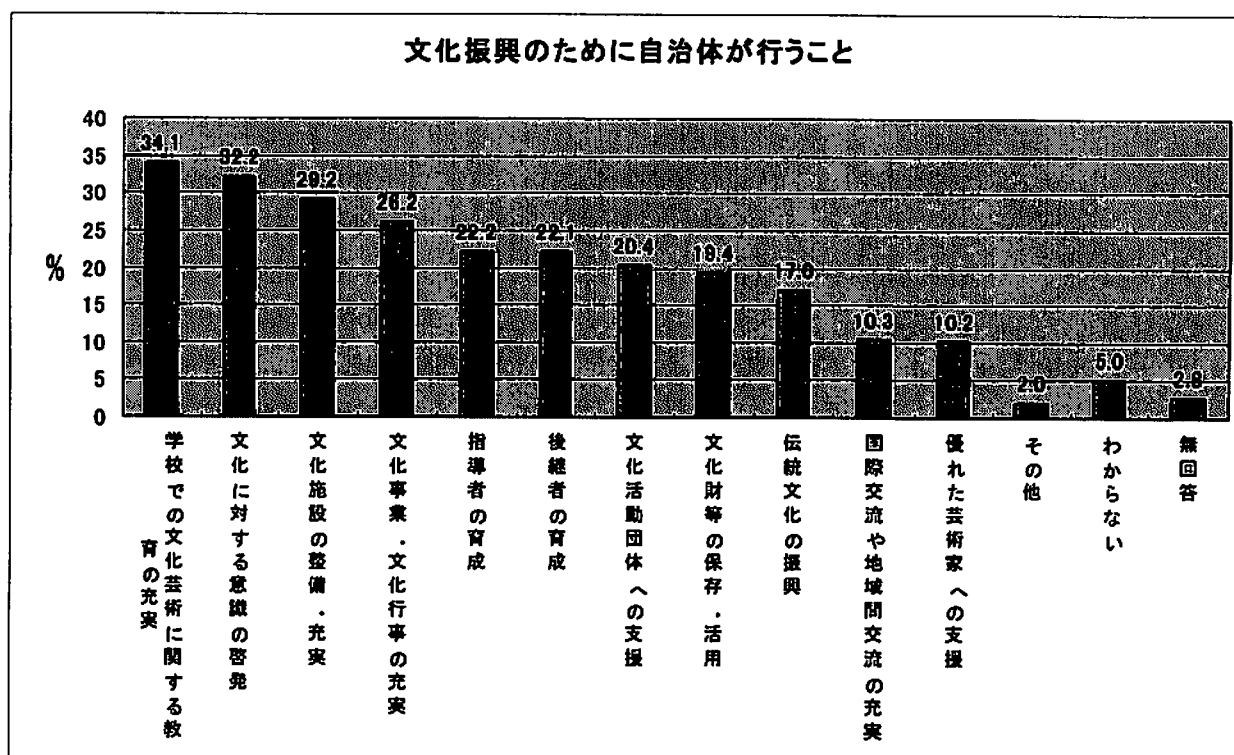
一方、この調査において、「栃木県は文化に親しめる環境が充実しているか」について尋ねた結果は、充実している（「どちらかと言えば充実している」を含む。）と感じている県民は約4割、充実していない（「どちらかと言えば充実していない」を含む。）と感じている県民は約3割となっており、本県の文化環境は、まだ不十分と感じている県民も少なくない。

このため、県として、心豊かな県民生活が実現されるよう、今後とも、多くの県民が身近に文化に親しめる環境の整備を図っていく必要がある。

栃木県の文化芸術の環境



さらにこの調査では、「地域の文化を振興するために、県や市町は特にどのようなことをすべきか」について質問（回答3つまで）をしており、その結果では「学校での文化芸術に関する教育の充実」、「文化に対する意識の啓発」、「文化施設の整備・充実」、「文化事業・文化行事の充実」などを求める回答が多くなっている。今後の文化振興施策において、県は、これらの調査結果も参考にして進めていく必要がある。



3 条例制定の必要性

本県では、平成10年に文化振興の基本的考え方や今後の施策の方向を明らかにした「とちぎ文化振興ビジョン」を策定し、これに基づき各種文化振興施策を展開してきている。

しかし、当ビジョン策定から約10年が経過し、少子高齢化の進展や情報通信技術の発展と普及、あるいは地方分権の進展等、文化を取巻く状況も大きく変化している。

一方、21世紀を迎えこれまで培われてきた伝統的な文化を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化の創造を促進することが求められてきていることから、国では、平成13年に文化芸術振興基本法を制定したところである。

こうした中、本県では、今年度、文化振興ビジョンに替わって文化振興の新たな拠り所となる基本条例の制定に取り組んでいるが、文化は人

々の暮らしと地域社会を豊かにする力を有しており、これからの栃木県づくりを進めていくうえで、文化の力を重視していくことが大切である。

このため、条例を制定することにより、文化を尊重する本県の姿勢を明らかにするとともに、具体的な取組みに向けて文化振興のための基本的事項を定めることは大変意義があることと考える。

4 条例に係る基本的な考え方と構成

(1) 条例の基本的な考え方

文化の担い手は県民一人ひとりである。また、文化は地域社会全体の財産であるとともに、その振興は潤いと活力ある地域社会の実現につながるものである。こうしたことから、今後の文化振興の取組は、地域の住民や関係機関・団体等が相互に連携、協力しながら進めていくことが大切である。

本県で制定する条例についても、幅広い県民の参加のもと、民間と行政が協働して文化振興の取組を進めていくうえでの拠り所となる条例として制定されることを期待するものである。また、これに伴い、条例には文化振興に関する基本理念、民間と行政の協働に関する事項、文化振興のための施策に関する事項などを規定していくことが適当である。

(2) 条例の基本的な構成

条例の基本的な構成については、上記(1)の「条例の基本的な考え方」を踏まえ、はじめに条例制定の趣旨等について記述する前文を設けることとし、次に本県の文化振興の基本理念を明らかにしたうえで、県民や事業者、県等の役割と協力関係、さらに今後、県が取り組んでいく各種文化振興施策等について規定していくことが適当である。

なお、文化振興施策に関しては、その具体的実施を図っていくための規定を条例の中に盛り込んでいくことも大切である。

5 条例に盛り込む事項

当委員会では、本県文化の現状や条例制定の基本的な考え方について協議を行い、さらに条例に盛り込む事項等に関して協議を行ったところである。こうした協議の結果を踏まえ、当委員会として、今回の条例が本県らしさのある条例として、また、豊かな県民生活につながる条例として制定されるよう次のような事項が盛り込まれることを希望するものである。

(1) 栃木県独自の文化の尊重

県内には、本県の豊かな自然と歴史の中で育まれてきた郷土芸能や伝統工芸等があり、さらに日光東照宮や足利学校等の貴重な歴史的建造物も残されている。こうした本県独自の文化は、県民共有の財産であるとともに、県民の誇りであり、個性豊かな魅力ある郷土づくりを進めていくため、これらを尊重した文化振興が図られるべきである。条例制定に当たっても、これらの文化を尊重し、栃木県らしさのある条例としていくことが大切であり、前文において記載し、その価値を再認識するとともに、これらの本県独自の文化を保存、継承し、さらに発展させていく施策を条例の中に盛り込んでいく必要がある。

(2) 地域の伝統的文化や文化財の継承と活用

文化は、人々の生活の中で創造され、育まれてきたものであり、本来、人々の生活と密着したものである。県内にも郷土の祭り、年中行事、食文化などの生活と密着した文化があり、こうした地域の伝統的文化は家庭や地域社会に潤いをもたらすとともに、地域コミュニティの形成にもつながることから、条例において、こうした身近な文化を尊重していくことが大切である。

しかし、近年の若年人口の減少等により、郷土芸能や祭り等の地域の文化について、後継者不足の問題が出てきている。このため、地域の人々や県、市町等が相互に連携、協力しながら、郷土芸能等の地域の伝統的文化を保存、継承していくことが必要である。

県内には世界遺産となっている日光の社寺をはじめとする多くの文化財があり、また、足利学校と足尾銅山については、世界遺産登録へ向けての動きもある。こうした貴重な文化財は、本県文化の特徴を形づくるものの一つであり、さらに、地域の魅力を高め、県内外の人々の交流を促すことで、観光等の地域産業の振興にもつながるものである。

こうしたことから、潤いと活力ある地域社会を築いていくため、条例の制定を通じ、地域の伝統的文化や文化財の保存、活用を一層図っていくことが大切であり、そのために県の支援のあり方について検討する必要がある。

(3) 文化による地域づくりと地域産業の振興

文化は、個人の心豊かな暮らしの実現に寄与するだけでなく、文化は経済とも密接な関係にあり、活力ある地域社会の形成につながる力も持っている。本県の今後の文化振興の取組においては、こうした文化による地域づくりの視点を重視していくことが大切である。

また、県内には、益子の陶器や烏山の和紙、足利の織物など、それぞれの地域の文化と深い関わりをもった産業がある。文化振興の取組を通じ、こうした地域産業の活性化を図っていくことは、個性と活力のあるそれぞれの地域社会の形成につながるだけでなく、栃木県全体の魅力を高めていくものであり、文化による地域産業の振興を図っていくことが大切である。

(4) 学校教育の役割

文化は、豊かな心や感性、創造力を育み、また、人と人とを結びつけ、コミュニケーションを生み出すものである。こうしたことから、子どもたちの健全な育成を図っていくうえで、子どもたちが音楽や美術、伝統芸能等の幅広い文化に接する機会を充実させていくことが大切であり、また、この点に関し学校が果たす役割は大きい。このため、文化振興の取組において学校教育が果たすべき役割に関する規定を条例に盛り込んでいくことが大切である。

(5) 文化施設の充実

地域の文化の振興を図っていくうえで、人々が身近に、あるいは気軽に文化芸術を鑑賞したり、文化活動に参加したりできる環境を整えていくことが大切である。

県内の美術館、博物館、図書館、文化会館等の文化施設は、それぞれの地域の文化活動の拠点となるものであり、本県の美術、音楽、文学等の文化活動を活発化するとともに、県民がこれらの文化に親しめる環境を整えていくためには、文化施設のソフト面とハード面の機能充実を図っていくことが必要である。県立美術館や県立博物館における魅力ある企画展の開催や普及事業の充実、さらに他の美術館、博物館との連携事業の実施に努めること等により、県民が身近に文化に親しめる機会の充実を図っていくことが大切である。

(6) 民間企業の役割

本県文化の振興は、単に県だけが取り組む課題ではなく、民間と行政が互いに連携、協力しながら協働で取り組むべき課題である。このため、条例には、文化振興の取組における県と市町の連携、協力と並んで、県と事業者あるいは文化団体等との協働による文化振興の視点を盛り込んでいくことが大切である。

また、近年、企業による社会貢献活動の一つとして、文化事業への支援活動（メセナ活動）が注目されてきている。本県の今後の文化振興の取組も、こうした民間の取組と連携して進めていくことが大切で

あることから、条例には、協働による文化振興の具体的な取組として企業メセナ活動に関する規定を設け、その普及や情報提供等を進めていくことが適当である。

(7) 条例を受けての具体的施策の策定

今回の条例は、本県文化振興のための基本条例を制定しようとするものであり、条例には細かな具体的事項までは規定できず、今後の取組みの指針となる基本的事項について規定することになる。一方で、本県文化の振興は、多くの関係者の参加のもと、具体的な取組を長期的、計画的に進めていくことで実現できるものである。このため、条例で定めた基本的事項を踏まえ、これを具体的な施策につなげていくことが大切であり、例えば、条例中に、県が今後展開していく具体的な文化振興施策に関して、別途、基本計画を策定することなどを盛り込んでいくことが適当である。

(8) 文化振興施策への県民意見の反映

文化の担い手は県民であり、その自主性と創造性を尊重するなど、県民本位の文化振興を図っていくことが大切であり、条例にも県民の意見が反映されるようにすべきである。

県では条例制定に当たって、条例検討懇談会を設置し、また、条例概要案についてパブリックコメントを実施するなど、広く県民や関係団体からの意見聴取に努めてきているが、条例制定後も、具体的な文化振興施策の推進において県民の意見が反映されるようにすることが大切である。このため、県の今後の文化振興施策について、学識経験者等を含め幅広い県民の意見を聴くための審議会を新たに設置することが適当である。

(9) 人材の充実・活用

文化振興の取組を進めていくうえでも、人材の確保と充実は重要である。美術館や博物館における資料収集とその調査研究、さらにそれを踏まえての常設展、企画展の開催等は、いずれも専門的知識を要するものである。地域の文化活動の拠点である美術館、博物館の機能強化を図り、県民の期待に応えていくためには、美術館や博物館の専門職の充実、強化を図っていくことが必要である。

また、サービスの向上や効率的運営等の観点から、近年、行政部門への民間活力の導入が幅広く検討されており、県の文化施設についても民間人の登用を行うなど、民間活力の活用を検討していくことが必要である。

(10) 財政的措置

文化振興の施策を実施していくためには財政的な措置も必要になる。特に県内に残されている貴重な文化財や歴史的建造物などの修復に対する予算については、十分に確保することが必要である。

文化振興のため、条例で規定する本県文化の振興に関する基本的施策を踏まえ、県が具体的施策を着実に推進していくことが大切であり、県はそのための財政的な配慮をしていくことが必要である。

Ⅳ スポーツの振興について

1 スポーツ振興の重要性

少子高齢社会を迎え、これまで以上に子供の健全な育成環境を維持向上させるとともに、高齢者がいつまでも健康に生活できる環境づくりを更に進めていくことが求められている。

そのなかで、スポーツは、心と体の健全な発育・発達を促し、青少年の人間形成に良好な影響を与えるのみならず、体力と健康の保持増進を図ることで、明るく豊かで活力に満ちた「生きがい」のある社会の形成にも大きく寄与するものである。

このことから、少子高齢社会においては、これまで以上に県民全体がスポーツに親しむことができるように、その気運の醸成と環境整備を図りながら、スポーツ振興のための各種施策を行っていく必要がある。

本委員会では、これらを踏まえながら県民が、スポーツに親しむ場としての「県有スポーツ施設のあり方について」とスポーツへの関心や意欲を高めることにもつながる「本県の競技力の向上について」を中心に調査研究したものである。

2 本県スポーツ振興の現状と課題

(1) 県有スポーツ施設について

県立体育施設の概要とそれぞれの施設の課題は次のとおりである。

なお、各施設の過去3カ年の利用者数の推移については表1に記載している。

【栃木県体育館】

この施設は本館、別館、プール館、武道館、弓道場からなる屋内スポーツの総合施設として、多くの県民に利用されている。

敷地が狭隘なため駐車可能台数が230台と少なく、拡張することも難しい状況にあるばかりでなく、施設全体の老朽化が進んでいる。また、具体的な施設についてみれば、本館は観客席が少なくサブアリーナがない。武道館は競技場の面積が狭く、観客席も少ない。

また、弓道場には観客席がなく、プール館は短水路公認を受けているにもかかわらず観客席がない。

このため、施設規模の点などから、競技種目によっては全国大会や規模の大きな関東大会などでも開催が難しい場合がある。

さらに、体の不自由な方への設備は必ずしも十分でなく、その都度職員や関係者が介助するなどして対応している。

平成18年度の利用者数は214,191人となっている。

【栃木県立県南体育館】

この施設は栃木県立温水プール館に隣接しており、県南地区の広域的なスポーツ中核拠点として整備された。県体育館に比べやや大きめのメインアリーナと観客席を有し、サブアリーナも設置されている。一方で、柔道場と剣道場の規模は小さく、同一の建物内に併設されている。

施設規模の点から、競技種目によっては全国大会や規模の大きな関東大会などでも開催が難しい場合がある。

体の不自由な方への設備については、概ね対応が来ている。

平成18年度の利用者数は418,072人で、教育委員会所管のスポーツ施設のなかで最高の利用者数となっている。

【栃木県立県北体育館】

この施設は、県北地区の広域的なスポーツ中核拠点として整備され、敷地面積が大きいことを除けば、概ね栃木県立県南体育館とほぼ同様の規模である。

体の不自由な方への設備については、概ね対応が来ている。

平成18年度の利用者数は201,786人となっている。

【栃木県立日光霧降アイスアリーナ】

この施設は、全国的にみても数少ない通年型（1ヶ月程度の休止期間有り）のスケートリンクであり、本県のアイスホッケー競技やスケート競技の振興に貢献しており、施設の稼働率も極めて高い。また、日光アイスバックスのホームリンクにもなっている。

今年、世界女子アイスホッケー選手権大会ディビジョンIを開催するにあたり、ロッカールームを控え室として兼用できるように改造しており、今後の大会開催がしやすくなっている。

体の不自由な方への設備については、概ね対応が来ている。

平成18年度の利用者数は観客数も含めて99,887人となっている。

【栃木県グリーンスタジアム】

この施設は、県内のサッカー、ラグビー競技者のあこがれの大会会場となっている。非常に良好なピッチであるとの評価を受け、ハイシーズンにおいては非常に稼働率が高いが、駐車場が無いなどの問題もある。

なお、良好なピッチの状態を維持するため芝生の養生期間を設けている。

体の不自由な方への設備については、客席やエレベータなどで十分でない箇所が認められる。

平成18年度の利用者数は観客数も含めて85,239人となっている。

【栃木県立温水プール館】

この施設は、栃木県立県南体育館に隣接して設置されている。観客席のある50mと25mプールを有しており、年間を通じて飛び込みを除く水泳競技に関する大会開催が可能な施設である。

体の不自由な方への設備は、概ね対応が来ている。

平成18年度の利用者数は81,019人となっている。

【栃木県ライフル射撃場】

この施設は、財団法人栃木県体育協会（以下「県体育協会」という。）が所有するクレー射撃のための栃木県総合射撃場と隣接している。クレー射撃の鉛散弾による土壌汚染があり、平成16年度から休止中である。

現在、当施設と栃木県総合射撃場からの表流水の場外排水については、水質浄化対策を行うとともに、地下水と表流水について環境モニタリング調査を実施している。

今後、鉛汚染対策を含めどのような対応をしていくかが課題である。

【栃木県体育館分館】

この施設は、旧消防学校の体育館をリニューアルし、平成18年4月に開館したボクシングのリングを常設した施設であるが、ボクシング以外の利用も可能である。

平成18年度の利用者数は12,621人となっている。

【栃木県総合運動公園内の施設】

昭和55年の栃の葉国体の主会場として拡張・再整備を行った総合的なスポーツ拠点施設であり、屋外競技施設が主に設置されている。施設の主なものは野球場、陸上競技場、補助競技場、プール、テニスコート、相撲場、トレーニングセンターなどである。

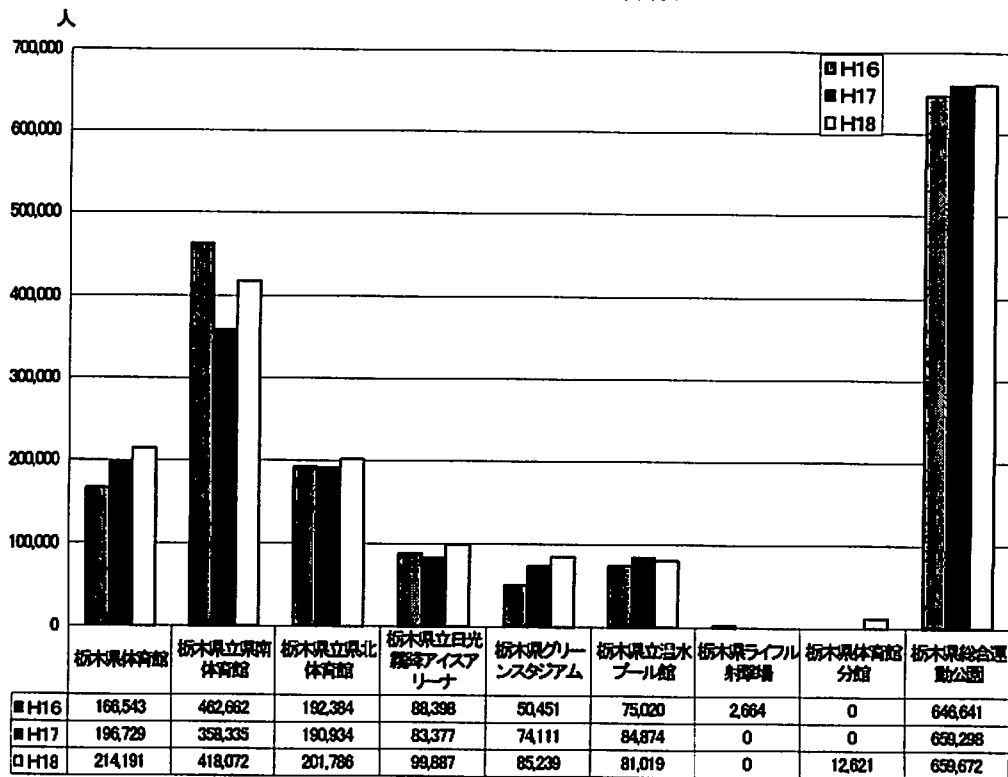
再整備後27年が経過して施設の老朽化が進んでいるだけでなく、現在の施設基準に対応できなくなってきた施設もある。

体の不自由な方への設備は必ずしも十分でなく、関係者が介助するなどして対応している。

平成18年度の利用者数は659,672人となっている。

(表 1)

県立スポーツ施設利用者数



(2) 本県の競技力について

ア 国民体育大会（以下「国体」という。）成績について

国体の男女総合成績である天皇杯の順位（以下「総合成績」という。）は、都道府県対抗で総合的な競技力を競うことから、本県競技力の実態を把握するための一つの指標となるものと考えられる。

本県の総合成績は、平成元年から8年までは18位から33位の間であり、平均すると20位台半ばの成績であった。

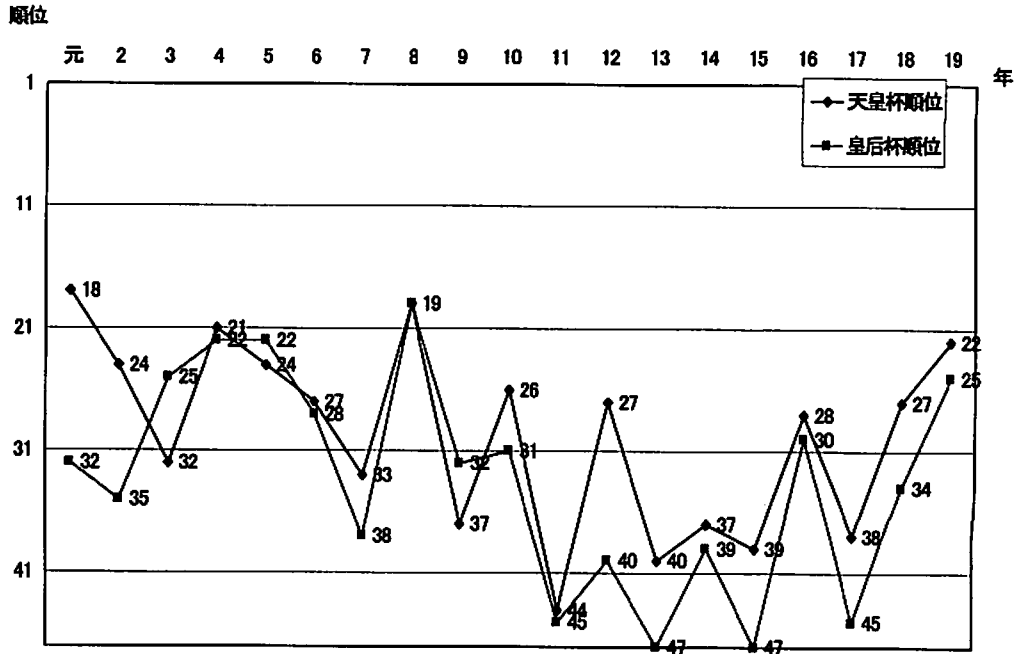
しかしながら、平成9年から平成18年までは、26位から44位の間となり、平均すると30位台半ばの成績となっている。

平成18年は27位、平成19年は22位と上昇傾向が見られるものの、これまでの本県の成績を考慮すれば、安定して20位台を確保し、10位台を目指すことの出来るような競技力が十分についたとは言えない状況にあると考えられる。（表2参照）

また、近県との比較においても、ここ12年間における国体の総合成績は十分満足する内容とは言えず、今後とも競技力向上対策をより効果的に実施していく必要がある。（表3参照）

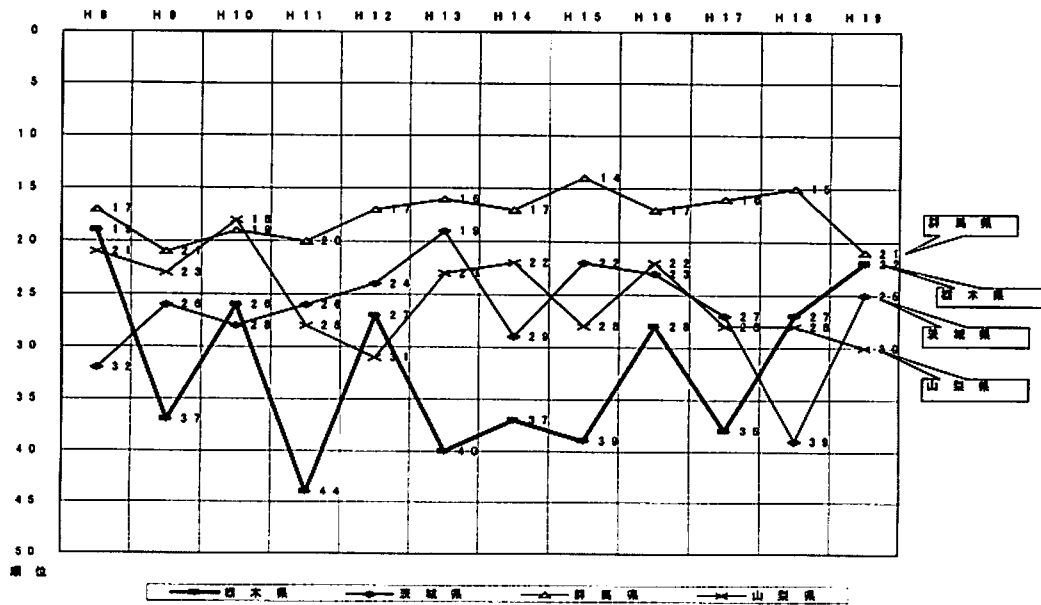
(表 2)

国民体育大会本県選手団成績



(表 3)

国民体育大会近県の総合成績の推移



イ 競技力向上対策の実施状況

県は、県体育協会が行う競技力向上対策事業を支援している。その内容は選手強化関係会議、指導者養成、選手育成強化の3つの事業に分かれて実施されている。

このうち、選手強化関係会議については、競技力向上に向けた研究や情報交換を行っている。

また、指導者養成事業については、監督・コーチへの意識啓発や一貫指導システム研修会、競技別ヒヤリング、競技力調査などを行っている。

選手育成強化補助事業については、大会対策強化、プロジェクトVロード事業、中・高等学校強化奨励などが行われている。

このうち大会対策強化については、主として国民体育大会における成績向上を目指し、全競技団体が行う基本的な育成強化事業や次年度大会での成果が期待できる有力競技団体にオフシーズン対策強化事業としての支援を行っている。さらに、平成19年度からは国体における「ふるさと選手」の更なる活用を目指した助成事業を新たに創設している。

プロジェクトVロード事業は、各競技団体毎に一貫指導マニュアルを作成するなどの一貫指導システムの推進、一貫指導体制の構築を図りながらのジュニア育成強化、重点競技種目の強化、トップ指導者を招いての講習会、有望選手や有望団体等への強化支援などを行っている。

中・高等学校強化奨励では、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟を通じた選手の育成強化を目指して、それぞれの連盟が行う普及強化事業を支援している。

さらに、地域に根ざしたスポーツの普及振興を狙いとしたマイタウンスポーツ事業なども行っている。

ウ 競技力向上対策の基本的課題

これまでの競技力向上対策を踏まえた上で、本県の競技力を更に向上させるためには、優秀な選手を育成するために必要な適切な指導者の養成と確保を行うとともに、学校や地域のスポーツ活動を推進することで選手層を拡大しつつ、優秀な選手の発掘と育成をしていくことも必要である。

エ 指導者の養成と確保について

一般的に、熱心な指導者がいればその競技は強くなり、その指導者がいなくなると弱くなるという傾向が見られる。

本県では、指導者の多くが学校の教員であり、定期異動などでそれまでの競技レベルが維持できなくなるという事例も見受けられる。

また、優秀な指導者の下で、継続的に後継者を養成できるような十分な体制が構築できず、指導レベルの維持が難しくなった競技もある。

このような状況を改善するためには、指導者となりうる人材をできるだけ多く確保する必要がある。そのためには、将来的に指導者としても期待できるスポーツ選手に、教員ばかりでなく民間企業も含めて、県内にできるだけ多く就職してもらうことが重要である。

オ 学校及び地域のスポーツ活動の推進について

これまで、競技力向上の中心的な役割を担ってきた学校における運動部活動（以下「部活動」という。）の加入率は、平成19年度調査によれば中学校で73.6%、高等学校で37.5%となっている。

一方、地域のスポーツ活動については、平成18年度における県内の地域のスポーツクラブ（グループ）は10,295団体、会員数は187,621人となっている。このうち、県体育協会に登録しているスポーツ少年団は797団で、団員数は19,140名となっている。そのうち小学生の団員が88%を占め、小学校高学年中心の活動になっていることが特徴である。

本県の児童生徒のスポーツ活動の状況は、小学生が行っている体育以外のスポーツ活動は、スポーツ少年団がトップであるものの、その加入率は伸び悩み傾向にあり、一方で地域のスポーツクラブでの活動が伸びている。

このうち、総合型地域スポーツクラブは平成19年11月現在で11市町において26クラブが設立されており、現在10クラブが設立のための準備をしている。

また、総合型地域スポーツクラブの会員数は平成18年度で12,589名となっている。そのうち、小学生から高校生までのクラブ員数は2,667名であり、スポーツ少年団の団員数と比べて、まだ少数であるものの、総合型地域スポーツクラブでは会員の年齢層が幅広いことが特徴であり、未就学児童も577名が参加している。

また、県では、平成18年4月に「とちぎ広域スポーツセンター」を開設して、総合型地域スポーツクラブの設立及び円滑な運営に対する支援を行っている。

このような状況のなかで、次のような課題が認められる。

- (ア) 少子化の影響により指導者となる教員や部員数の減少で、学校では多様な部活動が十分行えなくなっている状況がある。
- (イ) 中学校から高校への進学過程で、本人が希望する環境での競技継続が難しい状況も見受けられることが、結果として一部の有望な選手が県外へ流出する一因となっている。一方で、本県において望ましい練習環境がある競技においては、県外から有望な選手の流入もある。
- (ウ) 部活動の活性化を図るための部活動と地域との連携については、それぞれの学校の対応に大きな違いが見受けられる。

カ 優秀な選手の発掘育成について

平成18年から19年の全国大会では、中学生や高校生の選手の活躍がみられた。これは、県及び県体育協会が、近年、中長期的な競技力向上を目指してジュニア育成に重点を置いてきた成果と考えられる。

なお、国体においては、平成17年の大会から、他県に在住する本県出身選手を「ふるさと選手」として活用できるようになっている。このため、本県においてジュニア段階で育成強化した選手が「ふるさと選手」として活躍することで、国体の総合成績の向上にもつながっている。

現在、県及び県体育協会は、プロジェクトVロード事業においてジュニア段階から将来に向けての確実な競技力向上ができるように、各競技種目毎にジュニアから成年選手育成までの一貫指導マニュアルの作成を進めている。このマニュアルに基づいて、各競技毎に一貫指導体制が整備されれば、本県の着実な競技力向上が図られるものと期待できる。

また、小学校3年生から6年生の4年間は、いわゆるゴールデンエイジといわれ、「あらゆる動作を極めて短期間に覚える」ことのできる重要な時期であるとされ、運動技能の基礎を身に付ける最適な時期である。このことに着目して、いくつかの県では将来のトップアスリート育成に向けた事業を実施し始めていることも念頭に置く必要がある。

3 これからのスポーツ振興策

(1) 県有スポーツ施設のあり方について

県総合運動公園に隣接する元競馬場跡地については、総合スポーツゾーンとして整備することとし、県体育館の移転及び陸上競技場

とサッカー場を兼ねたスタジアムの整備が予定されている。

この二つの施設については早期に整備を図るとともに、総合スポーツゾーン全体についても、次に開催される国体を見据えながら、中長期的な視点で計画的に整備する必要がある。その際には、次の点に特に留意して整備することが望ましい。

ア 県内の中核的なスポーツ拠点施設として、国際大会等も開催できるような施設規模を持ち、ユニバーサルデザインなどにも配慮した利用しやすい施設であること。

イ 機能や構造等について十分検討を行い、長期にわたり社会資本として機能を担い続けることのできる施設であること。

ウ 環境に配慮するとともに、建設コストばかりでなくランニングコストを含めたトータルコストの低減に配慮すること。

エ 市町村の施設との役割や機能の分担を検討し、県全体で有機的な活用が図れるよう配慮すること。

オ 施設の機能を維持し活用するためには、日常のメンテナンスや備品の整備が重要である。また、必要に応じて適宜改修するなど、継続的な施設内容の充実に努めること。

(2) 本県の競技力の向上について

ア 指導者の確保について

競技団体などの協力を得ながら、本県出身の大学生選手のデータベースを県体育協会に構築させることなどで、本県出身選手の情報把握に努めるとともに、県や県体育協会などが企業や事業所に理解や協力を求めながら、本県出身選手が県内に就職しやすい環境づくりに努めること。

また、県としても、引き続き優秀なスポーツ選手を教員として採用できるよう配慮するとともに、教員人事においては、優秀な指導者の下で次の指導者が養成できるような人事配置に配慮すること。

さらに、部活動において熱心で指導力のある教員に対しては、その熱意や生徒指導での実績等も十分考慮して、人事上の処遇などでも適切に配慮すること。

イ 学校及び地域のスポーツ活動の推進について

少子化の影響で、単一の学校だけでは多様な部活動を展開しにくい学校及び地域においては、児童生徒が希望する競技を実施しやすい環境づくりに努める必要があることから、チームスポーツで部員が不足している学校では、複数の学校が協力して行う合同

運動部活動の推進や地域のスポーツクラブとの連携を図ること。

また、専門的な指導力を備えた指導者が不足している学校においては、部活動に外部の指導者を活用できるように支援すること。

さらに、競技力はそれぞれの地域で盛んに行われている競技種目に支えられている場合も多いことから、市町村と連携することなどにより、総合型地域スポーツクラブなどを活用した地域における特色ある競技の振興にも努めること。

あわせて、競技力向上と魅力ある学校づくりの観点から、地域の特性や指導者の状況等を踏まえ、必要に応じて、強化対象とする部活動を指定し、継続的に競技力向上が図れるよう努めること。

なお、部活動をより充実させるためには、中学校から高等学校へと指導が円滑に引き継がれることが重要である。そのため、一貫指導体制の整備などを通して、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟との連携を図り、それぞれの段階での指導内容について、指導者間でより一層の情報の共有化に努めること。

ウ 優秀な選手の発掘育成について

競技毎の一貫指導マニュアルの作成とそのマニュアルを活用して指導ができる人材の養成に努め、一貫指導体制の早期確立を図るとともに、随時マニュアルの改訂を行うなど、一貫指導の継続的な充実を図ること。

また、新体力テストにおいて、本県児童生徒が50m走などの一部の種目で全国平均を下回っていることも考慮し（表4参照）、児童生徒の潜在的な運動能力をバランスよく育てるために、児童生徒の体力・運動能力の向上に積極的に取り組むとともに、その発達段階に応じて適切なスポーツ活動ができる体制づくりに努めること。

そのうえで、これらの施策とともに、ゴールデンエイジといわれる小学校3年生から6年生を対象に、将来のトップアスリートとして活躍できるような人材を発掘し、育成するためのシステムづくりに努めること。

【50m走における全国と本県の比較：H17】

(表 4)

		6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
男	全国	11.57	10.76	10.17	9.69	9.31	8.95	8.47	7.91	7.54	7.51	7.34	7.22
	本県	11.78	11.06	10.33	9.90	9.53	9.02	8.81	8.18	7.74	7.58	7.47	7.33
女	全国	11.94	11.05	10.45	9.97	9.53	9.20	9.01	8.76	8.76	8.98	8.96	8.94
	本県	12.10	11.28	10.53	10.12	9.64	9.24	9.21	9.00	8.98	9.18	9.30	9.22

エ 競技団体支援の基本的考え方

競技力向上には各競技団の主体性のある取り組みが不可欠である。競技力向上に熱心に取り組む競技団体に対して、その意欲を高めることができるような支援に努めること。

V 終わりに

本委員会では、健康で文化的な豊かさに満ちた県民生活を実現するために文化とスポーツの振興対策の調査研究を行ってきた。

文化の振興においては、県が、今年度、制定に取り組んでいる文化芸術振興のための基本条例を重点テーマとして調査研究してきたところである。条例の制定は、本県文化振興の新たな展開につながるものと期待するところであり、条例制定後には、県民、事業者、市町、県等が相互に連携、協力しながら文化振興の取組を進めていくことが特に重要と考える。

また、県には、条例で定める文化振興に関する基本的施策を踏まえ、文化を身近に親しめる環境づくりなど、具体的な施策を着実に実施していくことが求められるが、これに際しては、庁内の文化担当組織の連携強化や中核的文化施設の機能の強化を図るなど、推進体制の整備についても検討すべきである。

一方で、スポーツの振興において、児童生徒の心身の健康な発達を図るためには、発達段階に応じたスポーツ活動が不可欠であり、県民すべてが豊かで健康な生活を送るためにも、スポーツ活動の重要性を十分啓発し、県民全体のスポーツへの理解と関心を高めていくことが重要である。

また、県民のスポーツに対する意識の高揚を図るためには、国体の総合成績について具体的な努力目標を設定することなども有効であると考え

る。

さらに、現在、本県にはJ2昇格を目指している栃木SC、日光アイスバックス、栃木ブレックスがあり、これらの地元プロチームの活躍は県民のスポーツへの関心を高め、子供達に夢と希望を与えることから、今後も出来る限りの支援を行っていくことを望むものである。

結びに、本県文化の振興のためには、伝統的文化の伝承・発展と独創性のある新たな文化の創造を積極的に推進することが望まれる。

また、スポーツの振興のためには、スポーツ施設の整備充実を図りながら、学校スポーツと地域スポーツの連携を密にし、中長期的な視点に立って総合的なスポーツ振興施策を積極的に推進する必要がある。

本委員会としては、これらの点についても十分配慮しながら、これまでの調査研究の結果を踏まえて、県として文化及びスポーツの振興対策に関する施策を積極的に推進されることを望むものであり、課題解決に向けて県議会としても最大限の支援・協力を惜しまないものである。

Ⅵ 委員会委員名簿

委員長	三 森 文 徳
副委員長	五月女 裕久彦
委員	齋 藤 孝 明
	阿 部 寿 一
	一 木 弘 司
	岩 崎 信 子
	上 野 通 子
	高 橋 修 司
	早 川 尚 秀
	螺 良 昭 人
	斉 藤 具 秀

Ⅶ 調査関係部課

総合政策部	総合政策課
県民生活部	県民文化課
教育委員会	スポーツ振興課
	文化財課